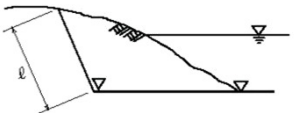
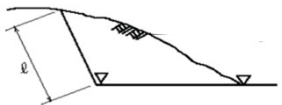


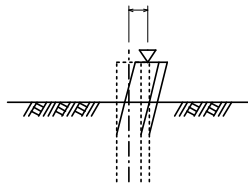
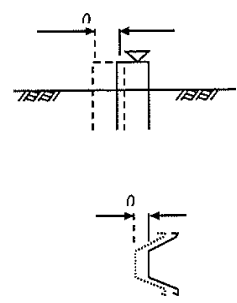
土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対照表

項 目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備 考
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事請負契約書の変更に伴い、請負者から受注に変更 ・組織名称変更に伴い、土木部から県土マネジメント部に変更 		
土木工事施工管理基準	5. 管理項目及び方法	<p>(3) 品質管理</p> <p>1. 請負者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、<u>工程能力図又は、品質管理図表(ヒストグラム、$\bar{x}-R$、$\bar{x}-R_s-R_m$など)を作成するものとする。ただし、測定数が10点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。</u></p> <p><u>この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種(イ)、(ロ)、の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 路盤</u> <u>維持工事等の小規模なもの(施工面積が1,000㎡以下のもの)</u></p> <p><u>(ロ) アスファルト舗装</u> <u>維持工事等の小規模なもの(同一配合の合材が100t未満のもの)</u></p> <p>2. 請負者は、セメントコンクリートの適用に当たり、<u>無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁(高さ2.5mを超えるもの)については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。</u></p>	<p>(3)品質管理</p> <p>受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。</p> <p>この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。</p> <p>また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。</p> <p>品質管理の区分は、品質管理関係図書の作成要領(案)に記載されているため削除</p> <p>品質管理基準の適用除外条件は、品質管理基準及び規格値に記載されているため削除</p>
品質管理関係図書の作成要領(案)	1. 一般	<p>2) 品質管理は資料数(試験回数)等により原則として下記の区分で実施する。</p> <p>一般の場合</p> <p>A 5点以下 ①</p> <p>B 6点～20点以下 ①②</p> <p>C 21点以下 ①②③又は④(④はダムコンクリートの場合のみ)</p>	<p>2) 品質管理は資料数(試験回数)等により原則として下記の区分で実施する。</p> <p>一般の場合</p> <p>A 5点以下 ①</p> <p>B 6点～20点以下 ①②</p> <p>C 21点以上 ①②③又は④(④はダムコンクリートの場合のみ)</p> <p>語句の修正</p>

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

編	章	節	条	枝番	工種	現行（平成19年11月）				改正（平成26年4月）	備考	
						編	章	節	条			
1 共通 編	2 土工	3 河川・ 砂防 土工	2		掘削工	1	2	3	2	<p>（測定基準）（測定箇所）</p> <p>施工延長20m（測点間隔15mの場合は30m）につき1箇所、延長20m（又は30m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高は掘削部の両端で測定。</p> 	<p>（測定基準）（測定箇所）</p> <p>施工延長20m（測点間隔15mの場合は30m）につき1箇所、延長20m（又は30m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高は掘削部の両端で測定。</p> <p>ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。</p> 	「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」を追記 凡例図の修正
1 共通 編	2 土工	3 河川・ 砂防 土工	3		盛土工	1	2	3	3	<p>（測定基準）</p> <p>施工延長20m（測点間隔15mの場合は30m）につき1箇所、延長20m（又は30m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高は各法肩で測定。</p>	<p>（測定基準）</p> <p>施工延長20m（測点間隔15mの場合は30m）につき1箇所、延長20m（又は30m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高は各法肩で測定。</p> <p>ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。</p>	「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」を追記
1 共通 編	2 土工	4 道路 土工	2		掘削工	1	2	4	2	<p>（測定基準）</p> <p>施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>（測定基準）</p> <p>施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p> <p>ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p>	「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」を追記
1 共通 編	2 土工	4 道路 土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	1	2	4	2	<p>（測定基準）</p> <p>施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>（測定基準）</p> <p>施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p> <p>ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p>	「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」を追記

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

編	章	節	条	枝番	工種	現行（平成19年11月）				改正（平成26年4月）	備考	
						編	章	節	条			
1	3	7	4		組立て	1	3	7	4	<p>（測定基準）</p> <p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（構造性能照査編9.2）参照。</p> <p>注1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。</p> <p>注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-4-1 2床版工を適用する。</p> <p>注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）」を適用する。</p>	<p>（測定基準）</p> <p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編13.2）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編6.6）による。</p> <p>注1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。</p> <p>注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編2-18-2床版工を適用する。</p> <p>注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）」を適用する。</p>	<p>基準書改正に伴う表現の修正及び文言等の修正</p>
3	2	3	4		<p>矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕</p> <p>（鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）</p>	3	2	3	4	<p>（測定箇所）基準高、根入長、変位</p> 	<p>（測定箇所）基準高、根入長、変位</p> 	

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

編	章	節	条	枝番	工種	現行（平成19年11月）				改正（平成26年4月）	備考	
						編	章	節	条			
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	3	3	4	19	<p>(測定基準) 桁長、断面の外形寸法、橋桁のそり、横方向の曲がり</p> <p>桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 <u>なお、JIS製品の場合は、JIS認定工場の成績表にかえることができる。</u> <u>JIS製品以外はJIS製品に準ずる。</u></p> 	<p>(測定基準) 桁長、断面の外形寸法、橋桁のそり、横方向の曲がり</p> <p>桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 <u>なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJIS基づく試験成績表に替えることができる。</u></p> 	JISマーク表示の試験の簡略化に伴う表現の修正 凡例図の修正
				2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	3	3	4	19	<p>桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 <u>なお、JIS製品の場合は、JIS認定工場の成績表にかえることができる。</u> <u>JIS製品以外はJIS製品に準ずる。</u></p> 	<p>桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 <u>なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJIS基づく試験成績表に替えることができる。</u></p> 	

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

編	章	節	条	枝番	工種	現行（平成19年11月）				改正（平成26年4月）	備考	
						編	章	節	条			
3	2	3	13	1	ポストテンション桁製作工	3	3	4	20	<p>（測定基準）幅（上）、幅（下）、高さ、桁長、横方向最大タワミ</p> <p>桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ℓ：支間長（m）</p>	<p>（測定基準）幅（上）、幅（下）、高さ、桁長、横方向最大タワミ</p> <p>桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ：支間長（m） （摘要） 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</p>	<p>JISマーク表示の試験の簡略化に伴う表現の修正</p> <p>表記の修正 注意書きを追記</p>
3	2	3	15		PCホロースラブ製作工	3	3	4	23	<p>（測定基準）基準高、幅、厚さ、桁長（測定箇所）</p> <p>桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 3-4-12床版・横組工 に準ずる。 ℓ：桁長（m）</p>	<p>（測定基準）基準高、幅、厚さ、桁長（測定箇所）</p> <p>桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 2-18-2床版工 に準ずる。 ℓ：桁長（m） （摘要） 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</p>	<p>表記の修正 注意書きを追記</p>

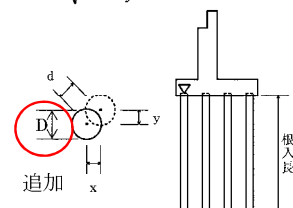
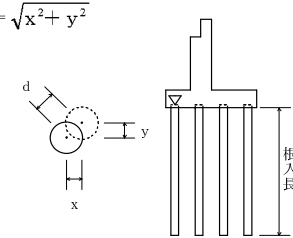
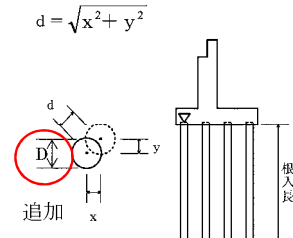
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

編	章	節	条	枝番	工種	現行（平成19年11月）				改正（平成26年4月）	備考	
						編	章	節	条			
3	2	3	16	1	P C箱桁製作工	3	3	4	24	<p>（測定基準）基準高、幅（上）、幅（下）、内空幅、高さ、内空高さ、桁長</p> <p>桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。</p> <p>※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 3-4-12床版・横組工 に準ずる。</p> <p>ℓ：桁長（m）</p>	<p>（測定基準）基準高、幅（上）、幅（下）、内空幅、高さ、内空高さ、桁長</p> <p>桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。</p> <p>※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 2-18-2床版工 に準ずる。</p> <p>ℓ：桁長（m）</p>	<p>（概要）</p> <p>注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</p>
										<p>表記の修正 注意書きを追記</p>		
3	2	3	16	2	P C押し箱桁製作工	3	3	4	25	<p>（測定基準）基準高、幅（上）、幅（下）、内空幅、高さ、内空高さ、桁長</p> <p>桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。</p> <p>※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 3-4-12床版・横組工 に準ずる。</p> <p>ℓ：桁長（m）</p>	<p>（測定基準）基準高、幅（上）、幅（下）、内空幅、高さ、内空高さ、桁長</p> <p>桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。</p> <p>※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 2-18-2床版工 に準ずる。</p> <p>ℓ：桁長（m）</p>	<p>（概要）</p> <p>注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</p>
										<p>表記の修正 注意書きを追記</p>		

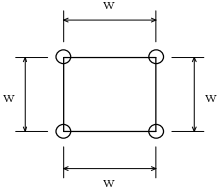
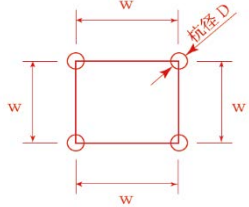
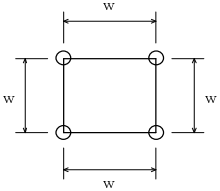
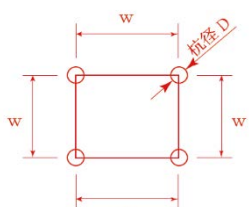
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

編	章	節	条	枝番	工種	現行（平成19年11月）				改正（平成26年4月）	備考	
						編	章	節	条			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	3	3	2	1	(工種) 巨石張り、巨石積み	(工種) <u>多自然型護岸工</u> (巨石張り、巨石積み)	表記の修正
				2	多自然型護岸工 (かごマット)	3	3	2	2	かごマット	<u>多自然型護岸工</u> (かごマット)	表記の修正
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	27	1	羽口工 (じゃかご)	3	3	2	3	(工種) じゃかご	(工種) <u>羽口工</u> (じゃかご)	表記の修正
				2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	3	3	2	4	ふとんかご、かご枠	<u>羽口工</u> (ふとんかご、かご枠)	表記の修正
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	3	3	1	7	(工種) 場所打水路工	(工種) <u>側溝工</u> (場所打水路工)	表記の修正
				3	側溝工 (暗渠工)	3	3	1	9	暗渠工	<u>側溝工</u> (暗渠工)	表記の修正
3 編 土木工事共通	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	3	2	4	1	(測定項目、規格値) 厚さ <u>設計値以上</u>	(測定項目、規格値) 厚さ <u>-30</u>	規格値の変更
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	3	2	4	4	(測定項目、規格値)	(測定項目、規格値) 傾斜 <u>傾斜 1/100以内</u>	測定項目追加

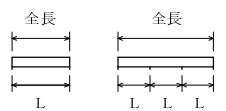

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

編	章	節	条	枝番	工種	現行（平成19年11月）				改正（平成26年4月）	備考	
						編	章	節	条			
3	2	4	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)					(測定項目、規格値) 基準高、根入長、偏心量、傾斜、杭径 (測定箇所) (測定基準) 全数について杭中心で測定 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	工種の追加（新規）	
3	2	4	5		場所打杭工	3	2	4	5	(測定箇所) $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	(測定項目、規格値) 傾斜 (測定箇所) $d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	測定項目の追加及び凡例図の表示方法の修正
3	2	4	6		深礎工	3	2	4	6	(測定項目、規格値) 傾斜 <u>傾斜 1/5.0以内</u>	測定項目追加	

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

編	章	節	条	枝番	工種	現行（平成19年11月）				改正（平成26年4月）	備考			
						編	章	節	条					
3	2	7	78		パーチカルドレーン工 締固め改良工	3	2	4	6	(測定箇所)	(測定箇所)	凡例図の修正		
	土木工事共通編	一般施工	地盤改良工											
														
3	2	7	9		固結工	3	2	4	7	(測定箇所)	(測定箇所)	凡例図の修正		
	土木工事共通編	一般施工	地盤改良工											
														
3	2	10	5	1 2 4 5	土留・仮締切工	3	2	10	5	(測定基準)	(測定基準)	まえがきとの整合を図るため削除		
	土木工事共通編	一般施工	仮設工											
						(任意仮設は除く)								

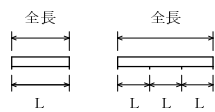
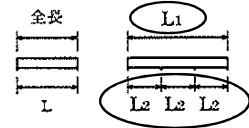
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

編	章	節	条	枝番	工種	現行（平成19年11月）				改正（平成26年4月）	備考	
						編	章	節	条			
3	2	12	1	1	土留・仮締切工	3	3	4	9	（測定項目） （普通寸法） 鑄放し長さ寸法：JIS B 0403-95 鑄放し肉厚寸法：JIS B 0403-95 削り加工寸法：JIS B 0405-91 ガス切断寸法：IS B 0417-79	（測定項目） （普通寸法） 鑄放し長さ寸法：JIS B 0403 鑄放し肉厚寸法：JIS B 0403 削り加工寸法：JIS B 0405 ガス切断寸法：IS B 0417	JIS番号から発行年の削除（共通仕様書との整合）
3	2	12	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	3	2	3	14	（測定基準）フランジ幅、腹板高 主げた・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 主げた、鋼げた	（測定基準）フランジ幅、腹板高 主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 主桁、鋼桁	JISマーク表示の試験の簡略化に伴う表現の修正
										（測定項目、規格値）全長、支間長 全長、支間長 $L \pm (10+L/10)$	（測定項目、規格値）全長、支間長 全長 $L_1 (m) \pm (10+L1/10)$ 支間長 $L_2 (m) \pm (10+L2/10)$	測定項目等の修正
										（測定箇所）全長、支間長 	（測定箇所）全長、支間長 	凡例図の修正

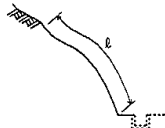
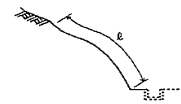
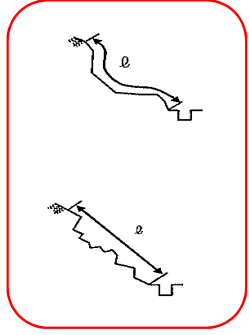
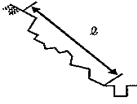
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

編	章	節	条	枝番	工種	現行（平成19年11月）				改正（平成26年4月）	備考	
						編	章	節	条			
3	2	12	3	2	桁製作工（仮組立検査を実施しない場合）	3	2	3	14	（測定項目）フランジ幅、腹板高、腹板間隔 フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) <u>腹板間隔 b' (m)</u> <u>主げた、鋼げた</u>	（測定項目）フランジ幅、腹板高 フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 主桁、鋼桁	測定項目の修正（削除） 語句の修正
3	2	12	9		プレビーム用製作工	3	3	4	7	（測定項目）（測定基準）（測定箇所） <u>主げた、鋼げた</u>	（測定項目）（測定基準）（測定箇所） 主桁、鋼桁	語句の修正

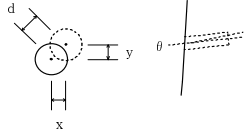
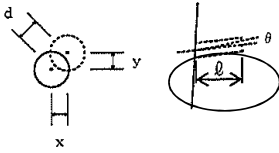
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

編	章	節	条	枝番	工種	現行（平成19年11月）				改正（平成26年4月）	備考	
						編	章	節	条			
3	2	13			架設工（鋼橋）	3	3	4	18	（測定箇所）全長、支間長 $\text{全長} \cdot \text{支間長} : L \text{ (m)} \pm (20+L1/5)$ $\text{(m)} \pm (20+L2/5)$ 主げた、鋼げた	（測定箇所）全長、支間長 $\text{全長} L_1 \text{ (m)} : \pm (20+L1/5)$ $\text{支間長} L_2 \text{ (m)} : \pm (20+L2/5)$ 主桁、鋼桁	測定項目及び語句の修正 語句の修正
										（測定箇所）全長、支間長 主げた、鋼げた 	（測定箇所）全長、支間長 主桁、鋼桁 	
										（測定基準）現場継手部のすき間 主げた、主構の全継手数の1/2を測定。δ1、δ2の うち大きいもの設計値が5mm以下の場合、マイナスを 認めない。 主げた、鋼げた	（測定基準）現場継手部のすき間 主げた、主構の全継手数の1/2を測定。δ1、δ2のう ち大きいもの設計値が5mm以下の場合、マイナス側 については設計値以上とする。 主桁、鋼桁	表現の修正 語句の修正
3	2	14	2		植生工	3	2	3	7	（測定項目） 厚さ 但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計 厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。	（測定項目） 厚さ ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計 厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。	語句の修正

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

編	章	節	条	枝番	工種	現行（平成19年11月）				改正（平成26年4月）	備考	
						編	章	節	条			
3	2	14	3		吹付工（仮設を含む） （コンクリート） （モルタル）	3	2	3	6	（工種）（測定項目）	（工種）（測定項目）	語句の修正 測定箇所表現の追記
										吹付工（仮設を含む） 厚さ ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。	吹付工 厚さ ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。	
土木工事共通編	一般施工	法面施工共通					（測定基準）法長 施工延長20mにつき1箇所、20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	（測定基準）法長 施工延長20mにつき1箇所、20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、測定断面に凸凹があり、曲線法長の測定が困難な場所は直線法長とする。				
							（測定箇所） 	（測定箇所）    追加			凡例図の追加	

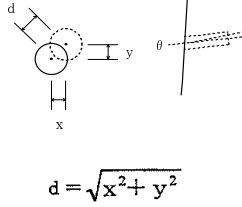
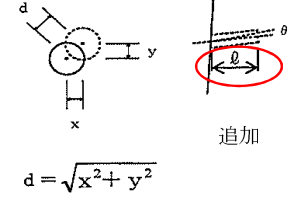
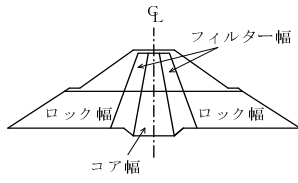
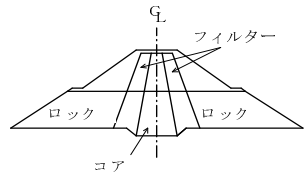
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

編	章	節	条	枝番	工種	現行（平成19年11月）				改正（平成26年4月）	備考			
						編	章	節	条					
3	2	14	4	1	法枠工 (現場打枠工) (現場吹付法枠工)	3	2	3	5	(測定基準) 幅、高さ、枠中心間隔 幅、高さ、枠中心間隔 枠延長20mにつき1箇所、枠延長20m以下のものは1箇所につき2箇所。	(測定基準) 幅、高さ、枠中心間隔 幅、高さ、枠中心間隔 枠延長50mにつき1箇所、枠延長50m以下のものは1箇所につき2箇所。	測定頻度の変更		
3	2	14	6		アンカー工	3	3	1	5	(測定基準) (測定箇所) 削孔深さ 全数 (任意仮設は除く)	(測定基準) (測定箇所) 削孔深さ 全数	凡例図の削孔深さ ℓ の追加		
						 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$				 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$				
3	2	15	1		(一般事項) 場所打擁壁工	3	3	1	2	(工種) 場所打擁壁工	(工種) <u>(一般事項)</u> 場所打擁壁工	表記の修正		

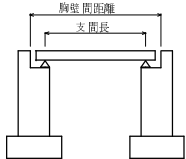
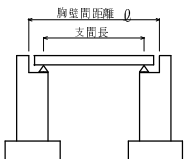
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

編	章	節	条	枝番	工種	現行（平成19年11月）				改正（平成26年4月）	備考	
						編	章	節	条			
3	2	18	2		床版工	3	3	4	12	(工種) 床版・横組工	(工種) 床版工	表記の修正
8	1	3, 8, 9	4~9		鋼製堰堤仮設材製作工 コンクリート堰堤本体工 鋼製堰堤本体工	8	1	3, 6, 7	4~8	(工種) えん堤	(工種) 堰堤	語句の修正
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (濾過型)	8	1	7	5	(測定項目) 堤幅W 高さH <u>堤幅 W A ±5</u> <u>高さ H A ±5</u>	(測定項目) 堤幅W 高さH <u>堤幅 W A ±10</u> <u>高さ H A ±10</u>	鋼製砂防構造設計便覧との整合 (規格値の変更)

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

編	章	節	条	枝番	工種	現行（平成19年11月）				改正（平成26年4月）	備考	
						編	章	節	条			
8	3	7	4		集排水ボーリング工	8	3	6	4	(測定箇所) 削孔深さ、配置誤差、せん孔方向  $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	(測定箇所) 削孔深さ、配置誤差、せん孔方向  <p style="text-align: center;">追加</p> $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	凡例図の削孔深さ \varnothing の追加
9	2	3	5, 6, 7		コアの盛立 フィルターの盛立 ロックの盛立	9	2	3	5, 6, 7	(測定箇所) 	(測定箇所) 	凡例図の修正

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

編	章	節	条	枝番	工種	現行（平成19年11月）				改正（平成26年4月）	備考	
						編	章	節	条			
10	3	6	8		橋台躯体工	10	3	4	8	<p>（測定基準）基準高、厚さ、天端幅、敷幅、高さ、胸壁の高さ、天端長、敷長、胸壁間距離、支間長及び中心線の変位、支承部アンカーボルトの箱抜き規格値</p> <p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。</p> <p>（測定箇所）</p> 	<p>（測定基準）基準高、厚さ、天端幅、敷幅、高さ、胸壁の高さ、天端長、敷長、胸壁間距離、支間長及び中心線の変位、支承部アンカーボルトの箱抜き規格値</p> <p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。</p> <p>（測定箇所）</p> 	<p>適用基準の追記</p> <p>凡例図の胸壁距離0の追記</p>

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

編	章	節	条	枝番	工種	現行（平成19年11月）				改正（平成26年4月）	備考
						編	章	節	条		
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工（張出式）	10	3	5	9	<p>（測定基準）基準高、厚さ、天端幅、敷幅、高さ、胸壁の高さ、天端長、敷長、胸壁間距離、支間長及び中心線の変位、支承部アンカーボルトの箱抜き規格値</p> <p>（測定基準）基準高、厚さ、天端幅、敷幅、高さ、胸壁の高さ、天端長、敷長、胸壁間距離、支間長及び中心線の変位、支承部アンカーボルトの箱抜き規格値</p> <p><u>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値</u></p> <p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。</p> <p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 <u>箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。</u></p>	測定項目追加 適用基準の追記
				2	橋脚躯体工（ラーメン式）	10	3	5	9	<p>（測定基準）基準高、厚さ、天端幅、敷幅、高さ、胸壁の高さ、天端長、敷長、胸壁間距離、支間長及び中心線の変位、支承部アンカーボルトの箱抜き規格値</p> <p>（測定基準）基準高、厚さ、天端幅、敷幅、高さ、胸壁の高さ、天端長、敷長、胸壁間距離、支間長及び中心線の変位、支承部アンカーボルトの箱抜き規格値</p> <p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。</p> <p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 <u>箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。</u></p>	適用基準の追記
10 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	10	17	3	4	<p>（測定基準）（測定箇所）</p> <p>主げた</p> <p>（測定基準）（測定箇所）</p> <p>主桁</p>	語句の修正

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	種別	試験区分	試験項目	改正項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考	
1 セメント・ コンクリート	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	試験方法 規格値	『 コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領 』による。	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」		
		その他	骨材のふるい分け試験	試験方法	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021		
			骨材の密度及び吸水率試験	試験方法	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021		
			骨材の密度及び吸水率試験	摘要	JIS A 5005（砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（フェロニッケルスラグ細骨材）	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）		
			砂の有機不純物試験	摘要	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」附属書3による。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	試験方法	JIS A 5308の附属書3	JIS A 1142		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	試験基準	工事開始前、 工事中1回/年以上 および産地が変わった場合。	工事開始前、 工事中1回/6ヵ月以上 および産地が変わった場合。		
		製造 (プラント)	その他		計量設備の計量精度	試験基準	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	設計図書による。 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上
				ミキサの練混ぜ性能試験	試験方法	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	
	施工	必須	塩化物総量規制	試験方法	『 コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領 』による。	「 コンクリートの耐久性向上 」		

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	種別	試験区分	試験項目	改正項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
1 セ メ ン ト ・ コ ン ク リ ー ト	施工	必須	単位水量測定	試験方法	『レディミクストコンクリートの品質確保について』による。	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」による。	
				規格値	<p>1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2)測定した測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</p> <p>3)配合設計±20kg/m³の指示値を超える場合は、生コンを打ち込ませずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。</p>	<p>1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「配合設計±15kg/m³以内で安定するまで」とは、2回連続して管理値内の値を観測することをいう。</p> <p>3)配合設計±20kg/m³の指示値を超える場合は、生コンを打ち込ませずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。</p>	

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	種別	試験区分	試験項目	改正項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
1 セ メ ン ト ・ コ ン ク リ ー ト	施工	必須	単位水量測定	試験基準	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ /日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	水中コンクリート、転圧コンクリートを除き、1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ /日以上施工するコンクリート工または重要なコンクリート構造物を対象とし、コンクリート種別ごとの打設を午前から午後に行う場合：2回/日（午前1回、午後1回）、午前または午後にのみ行う場合：1回/日、または1日あたりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ を超える場合100m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 なお、1日あたりコンクリート使用量が100m ³ 未満の場合でも重要なコンクリート構造物に該当する場合は、単位水量測定を実施する。	
	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	試験基準	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6本（ $\sigma 7 \cdots 3$ 本、 $\sigma 28 \cdots 3$ 本）とする。 （早強セメントを使用する場合には、必要に応じて $\sigma 3 \cdots 3$ 本についても採取する）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6本（ $\sigma 7 \cdots 3$ 本、 $\sigma 28 \cdots 3$ 本）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3本（ $\sigma 3$ ）を採取する。	
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	摘要	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただし、プレキャスト製品は除く。）、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（ただしいづれの工種についてもPCは除く。）及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 補修の必要性の要否については、監督職員等と協議するものとする。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象（ただしいづれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。	
1 セ メ	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	試験方法	JIS A 1155 土木学会規準 JSCE-G 504	JSCE-G 504	

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	種別	試験区分	試験項目	改正項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
				摘要	高さが、5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が2.5 m ² 以上の鉄筋コンクリートカルパート類、橋梁上・下部工、 <u>トンネル</u> 及び高さが3 m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただし、いづれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	高さが、5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が2.5 m ² 以上の鉄筋コンクリートカルパート類、橋梁上・下部工及び高さが3 m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただし、いづれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
		その他	<u>配筋状態及びかぶり</u>				試験項目追加
			<u>強度測定</u>				試験項目追加

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	種別	試験区分	試験項目	改正項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
2 ガス 圧接	施工後試験	必須	概観検査	摘要	(2)SD490の鉄筋を圧接する場合 SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	熱間押抜法の場合 ・規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ただし、現場条件により溶接機械の設置が出来ない場合には、添筋で補強する（コンクリートの充填性が低下しない場合に限る）。	
3 既製 杭工	施工	必須	外観検査（鋼管杭）	摘要	上杭と下杭の外周長の差で表す。 (許容値× π 以下)	・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	
			鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 浸透深傷試験（溶剤除去性染色 浸透探傷試験）	試験方法	JIS Z 2343	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4	
			試験基準	原則として全溶接箇所で行う。 但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督職員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。	原則として全溶接箇所で行う。 但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督職員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。		
	その他		鋼管杭・コンクリート杭（根固め）セメントミルクの圧縮強度試験	摘要	参考値：20N/mm ²	参考値：19.6Mpa	

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	種別	試験区分	試験項目	改正項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
4 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	試験方法	舗装試験法便覧 2-3-1	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	試験方法	舗装試験法便覧 2-3-4	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	
	施工	必須	現場密度の測定	試験方法	舗装試験法便覧 2-5-3	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	
				規格値	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	
			ブルーフローリング	試験方法	舗装試験法便覧 1-7-4	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	種別	試験区分	試験項目	改正項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
5 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	試験方法	舗装試験法便覧 2-3-1	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	試験方法	舗装試験法便覧 2-3-1	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	試験方法	JIS A 5015 舗装試験法便覧 2-3-2	JIS A 5015 舗装調査・試験法 便覧 [4]-10	
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	試験方法	舗装試験法便覧 2-3-4	舗装調査・試験法 便覧 [4]-16	
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	試験方法	舗装試験法便覧 2-3-3	舗装調査・試験法 便覧 [4]-12	
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	試験方法	舗装試験法便覧 4-9-5	舗装調査・試験法 便覧 [2]-106	
	施工	必須	現場密度の測定	試験方法	舗装試験法便覧 2-5-3	舗装調査・試験法 便覧 [4]-191	
			粒度（2.36mmフルイ）	試験方法	舗装試験法便覧 3-4-3	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	
			粒度（75μmフルイ）	試験方法	舗装試験法便覧 3-4-3	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	
	7 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	試験方法	舗装試験法便覧 2-4-3	舗装調査・試験法便覧 [4]-38
骨材の修正CBR試験				試験方法	舗装試験法便覧 2-3-1	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	
土の液性限界・塑性限界試験				試験方法	JIS A 1205 舗装試験法便覧 1-3-5、1-3-6	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-103	
施工		必須	現場密度の測定	試験方法	舗装試験法便覧 2-5-3	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	
				規格値	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	
		その他	セメント量試験	試験方法	舗装試験法便覧2-5-4、2-5-5	舗装調査・試験法便覧 [4]-213、[4]-218	

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	種別	試験区分	試験項目	改正項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
8 ア ス フ ァ ル ト 舗 装	材料	必須	粗骨材の形状試験	試験方法	舗装試験法便覧 3-4-7	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	
		その他	ファイラーのフロー試験	試験方法	舗装試験法便覧 3-4-15	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	
			ファイラーの水浸膨張試験	試験方法	舗装試験法便覧 3-4-12	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	
			ファイラーの剥離抵抗性試験	試験方法	舗装試験法便覧 3-4-13	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	試験方法	舗装試験法便覧 3-4-17	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	
			引火点試験	試験方法	JIS K 2265	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	
			高温動粘度試験	試験方法	舗装試験法便覧 3-5-10	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	
			60℃粘度試験	試験方法	舗装試験法便覧 3-5-11	舗装調査・試験法便覧 [2]-192	
			タフネス・テナシティ試験	試験方法	舗装試験法便覧 3-5-17	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	
	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	試験方法	舗装試験法便覧 3-4-3	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	
			粒度（75μmフルイ）	試験方法	舗装試験法便覧 3-4-3	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	試験方法	舗装試験法便覧 3-9-6	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	
			温度測定 （アスファルト・骨材・混合物）	試験方法	JIS Z 8710	温度計による。	

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	種別	試験区分	試験項目	改正項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考	
8 アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	試験方法	舗装試験法便覧 3-7-7	舗装調査・試験法便覧 [3]-91		
				規格値	X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道の基準密度については、設計図書による。	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による。基準密度の94%以上。		
			温度測定（初期締固め前）	試験方法	JIS Z 8710	温度計による。		
		その他	すべり抵抗試験	試験方法	舗装試験法便覧 6-5	舗装調査・試験法便覧 [1]-84		
9 転圧コンクリート	材料	必須	含水比試験	摘要	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から 付録7に示した直火法 によるのが望ましい。	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが望ましい。		
		その他	砂の有機不純物試験	摘要	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」附属書3による。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		
	製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度	試験基準	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	設計図書による。 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上		
			ミキサの練混ぜ性能試験	試験方法	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2		
	施工	必須		マーシャル突き固め試験	試験方法	舗装試験法便覧別冊 ※いずれか1方法	舗装調査・試験法便覧 [3]-290 ※いずれか1方法	
				ランマー突き固め試験				
			温度測定（コンクリート）	試験方法	JIS Z 8710	温度計による。		
			コアによる密度測定	試験方法	舗装試験法便覧別冊	舗装調査・試験法便覧 [3]-300		

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	種別	試験区分	試験項目	改正項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
10 グ ー ス ア ス フ ア ル ト 舗 装	材料	必須	粗骨材の形状試験	試験方法	舗装試験法便覧 3-4-7	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	
		その他	引火点試験	試験方法	JIS K 2265	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	
	プラント	必須	貫入試験40℃	試験方法	舗装試験法便覧 5-3-3	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	
			リュエル流動性試験240℃	試験方法	舗装試験法便覧 5-3-4	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	
			ホイールトラッキング試験	試験方法	舗装試験法便覧 3-7-3	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	
			曲げ試験	試験方法	舗装試験法便覧 3-7-5	舗装調査・試験法 便覧 [3]-69	
			粒度（2.36mmフルイ）	試験方法	舗装試験法便覧 3-4-3	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	
			粒度（75μmフルイ）	試験方法	舗装試験法便覧 3-4-3	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	試験方法	舗装試験法便覧 3-9-6	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	
			温度測定 （アスファルト・骨材・混合物）	試験方法	JIS Z 8710	温度計による。	
	舗設現場	必須	温度測定（初期締固め前）	試験方法	JIS Z 8710	温度計による。	

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	種別	試験区分	試験項目	改正項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
1-1 路床 安定 処理 工	材料	必須	CBR試験	試験方法	舗装試験法便覧 1-6-1 舗装試験法便覧 1-6-2	舗装調査・試験法便覧 [4]-155 、 [4]-158	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	試験方法	最大粒径≤53mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm: 舗装試験法便覧 1-7-2	最大粒径≤53mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	
				摘要	・ 最大粒径≤100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				【試験方法】 または、 R I 計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）の規格値	【 締固め度による管理 】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。 【 空気間隙率による管理 】 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	
				試験方法	T S ・ G P S を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）	「T S ・ G N S S を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」 【T S 編・G N S S 編】による	
			ブルーフローリング	試験方法	舗装試験法便覧 1-7-4	舗装調査・試験法 便覧 [4]-210	
	その他		たわみ量	試験方法	舗装試験法便覧 7-2 （ベンゲルマンビーム）	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 （ベンゲルマンビーム）	

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	種別	試験区分	試験項目	改正項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
12 表層安定処理工 表層混合処理	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	摘要	<ul style="list-style-type: none"> ・最大粒径$\leq 100\text{mm}$の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 	
				【試験方法】 または、 R I 計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）の規格値	<ul style="list-style-type: none"> ・【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。 ・【空気間隙率による管理】 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。 	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	
				試験方法	T S ・ G P S を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）	「T S ・ G N S S を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」 【T S 編・G N S S 編】による	
				ブルーフローリング	試験方法	舗装試験法便覧 1-7-4	舗装調査・試験法 便覧 [4]-210
	その他		たわみ量	試験方法	舗装試験法便覧 7-2 （ハンゲルマンビーム）	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 （ハンゲルマンビーム）	

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	種別	試験区分	試験項目	改正項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
1.5 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	試験方法	最大粒径 \leq 53mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 $>$ 53mm: 舗装試験法便覧 1-7-2	最大粒径 \leq 53mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 $>$ 53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185	
				摘要	<ul style="list-style-type: none"> ・最大粒径\leq100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 	
				【試験方法】 または、 R I計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）の規格値	<ul style="list-style-type: none"> ・【締固め度による管理】 路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。 ・【空気間隙率による管理】 路体 <ul style="list-style-type: none"> ・砂質土 $V_a \leq 15\%$ ・粘性土 $V_a \leq 10\%$ 路床 <ul style="list-style-type: none"> ・施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。又は、設計図書による。 	路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	
試験方法	T S・G P Sを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）	「T S・G N S Sを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」 【T S編・G N S S編】による					

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	種別	試験区分	試験項目	改正項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考	
1.6 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	試験方法 規格値	『 コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領 』による。	「 アルカリ骨材反応抑制対策について 」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」		
		その他	骨材のふるい分け試験	試験方法	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021		
			骨材の密度及び吸水率試験	試験方法	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021		
				摘要	JIS A 5005（砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（フェロニッケルスラグ細骨材）	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）		
			砂の有機不純物試験	摘要	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」附属書3による。	・ 濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	試験方法	JIS A 5308の附属書3	JIS A 1142		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	試験基準	工事開始前、 工事中1回/年以上 および産地が変わった場合。	工事開始前、 工事中1回/6ヵ月以上 および産地が変わった場合。		
	製造 (プラント)	その他		計量設備の計量精度	試験基準	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	設計図書による。 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	
					摘要	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・ 急結剤は適用外	
				ミキサの練混ぜ性能試験	試験方法	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	
施工	その他	塩化物総量規制	試験方法	『 コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領 』による。	「 コンクリートの耐久性向上 」			

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	種別	試験区分	試験項目	改正項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
17 現場 吹付 法 枠 工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	試験方法 規格値	『 コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領 』による。	『 アルカリ骨材反応抑制対策について 』（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）による。	
		その他	骨材のふるい分け試験	試験方法	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～3	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	
		骨材の密度及び吸水率試験	試験方法	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～3	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021		
			摘要	JIS A 5005（砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（フェロニッケルスラグ細骨材）	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）		
		砂の有機不純物試験	摘要	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」附属書3による。	・濃い場合は、 JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	試験方法	JIS A 5308の附属書3	JIS A 1142		
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	試験基準	工事開始前、 工事中1回/年以上 および産地が変わった場合。	工事開始前、 工事中1回/6ヵ月以上 および産地が変わった場合。		
	製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度	試験基準	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	設計図書による。 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	
			ミキサの練混ぜ性能試験	試験方法	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	
	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	試験方法	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-1999	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2005	
			塩化物総量規制	試験方法	『 コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領 』による。	『 コンクリートの耐久性向上 』	
			ロックボルトの引抜き試験				試験項目追加

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	種別	試験区分	試験項目	改正項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
18 河川 土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	試験方法	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 舗装試験法便覧 1-7-2	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 舗装調査・試験法便覧[4]-185	
				摘要	・最大粒径$\leq 100\text{mm}$の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				【試験方法】 または、 R I 計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）の規格値	【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 ・砂質土 $25\% \leq 74\mu\text{m} < 50\%$ の場合 $V_a \leq 15\%$ ・粘性土 $2\% < V_a \leq 10\%$ 又は、設計図書による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。	
				試験方法	T S ・ G P S を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）	「T S ・ G N S S を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」 【T S 編・G N S S 編】による	
				試験基準	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	種別	試験区分	試験項目	改正項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
19 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	試験方法	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 舗装試験法便覧 1-7-2	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 舗装調査・試験法便覧[4]-185	
				規格値	・路体：最大乾燥密度の85%以上。 ・路床：最大乾燥密度の90%以上。 その他、設計図書による。	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	
				試験基準	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。但し、3,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	
				摘要	・最大粒径 $\leq 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				【試験方法】または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）の規格値	【締固め度による管理】1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】・砂質土 $25\% \leq 74\mu\text{m} < 50\%$ の場合 $V_a \leq 15\%$ ・粘性土 $2\% < V_a \leq 10\%$ 又は、設計図書による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。	
				試験方法	T・S・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）	「T・S・G・N・S・Sを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」 【T・S編・G・N・S・S編】による	
				試験基準	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	種別	試験区分	試験項目	改正項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
20 道路 土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	試験方法	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 舗装試験法便覧 1-7-2	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 舗装調査・試験法便覧[4]-185	
				摘要	・最大粒径 $\leq 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				【試験方法】 または、 R I計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）の規格値	【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 ・砂質土 $25\% \leq 74\mu\text{m} < 50\%$ の場合 $V_a \leq 15\%$ ・粘性土 $2\% < V_a \leq 10\%$ 又は、設計図書による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。	
				試験方法	TS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」 【TS編・GNSS編】 による	
				試験基準	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500 m^2 を標準とする。また、1日の施工面積が2,000 m^2 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	
				ブルーフローリング	試験方法	舗装試験法便覧 1-7-4	舗装調査・試験法 便覧 [4]-210
	その他	コーン指数の測定	試験方法	舗装試験法便覧 1-2-1	舗装調査・試験法便覧 [1]-216		
		たわみ量	試験方法	舗装試験法便覧 7-2 (ベンゲルマンビーム)	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマンビーム)		
21 捨 石 工	施工	その他	岩石の形状	摘要		500m^3以下は監督職員承諾を得て省略できる。	

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	種別	試験区分	試験項目	改正項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考	
22 コン クリ ート ダム	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	試験方法 規格値	『 コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領 』による。	『 アルカリ骨材反応抑制対策について 』（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）による。		
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	試験方法	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～3	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021		
			骨材の密度及び吸水率試験	摘要		JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）		
			骨材のふるい分け試験	試験方法	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～3	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021		
			砂の有機不純物試験	摘要	濃い場合は、 JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」 附属書3による。	・濃い場合は、 JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」 による。		
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	試験方法	JIS A 5308の附属書3	JIS A 1142		
	製造 (プラント)	その他		計量設備の計量精度	試験基準	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	設計図書による。 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	
				ミキサの練混ぜ性能試験	試験方法	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	
	施工	必須		塩化物総量規制	試験方法	『 コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領 』による。	『 コンクリートの耐久性向上 』	
				単位水量測定	試験方法	『 レディミクストコンクリートの品質確保について 』による。	『 レディミクストコンクリート単位水量測定要領（案） 』による。	

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	種別	試験区分	試験項目	改正項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
22 コン クリ ート ダム	施工	必須	単位水量測定	規格値	<p>1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2)測定した測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</p> <p>3)配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打ち込ませずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。</p>	<p>1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「配合設計±15kg/m3以内で安定するまで」とは、<u>2回連続して管理値内の値を観測することをいう。</u></p> <p>3)配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打ち込ませずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。</p>	
				試験基準	<p><u>1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m3/日以上の場合；</u> <u>2回/日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。</u></p>	<p><u>水中コンクリート、転圧コンクリートを除き、1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m3/日以上施工するコンクリート工または重要なコンクリート構造物を対象とし、</u> <u>コンクリート種別ごとの打設を午前から午後に行う場合；2回/日（午前1回、午後1回）、午前または午後のみ行う場合；1回/日、または1日あたりコンクリート種別ごとの使用量が100m3を超える場合100m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。</u> <u>なお、1日あたりコンクリート使用量が100m3未満の場合でも重要なコンクリート構造物に該当する場合は、単位水量測定を実施する。</u></p>	
			温度測定（気温・コンクリート）	JIS Z 8710	温度計による。		
23 覆 工 コ	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	試験方法規格値	『 <u>コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領</u> 』による。	『 <u>アルカリ骨材反応抑制対策について</u> 』（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	種別	試験区分	試験項目	改正項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
コンクリート N A T M		その他	骨材のふるい分け試験	試験方法	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 <u>JIS A 5021</u>	
			骨材の密度及び吸水率試験	試験方法	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 <u>JIS A 5021</u>	
			骨材の密度及び吸水率試験	摘要	<u>JIS A 5005（砕砂及び砕石）</u> <u>JIS A 5011-1（高炉スラグ骨材）</u> <u>JIS A 5011-2（フェロニッケルスラグ細骨材）</u>	<u>JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石）</u> <u>JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材）</u> <u>JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材）</u> <u>JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材）</u> <u>JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材）</u> <u>JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）</u>	
			砂の有機不純物試験	摘要	<u>濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」附属書3による。</u>	<u>・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。</u>	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	試験基準	工事開始前、 <u>工事中1回/年以上</u> および産地が変わった場合。	工事開始前、 <u>工事中1回/6ヵ月以上</u> および産地が変わった場合。	
	製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度	試験基準	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	<u>設計図書による。</u> 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	
			ミキサの練混ぜ性能試験	試験方法	バッチミキサの場合： JIS A 1119 <u>JIS A 8603</u>	バッチミキサの場合： JIS A 1119 <u>JIS A 8603-1</u> <u>JIS A 8603-2</u>	

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	種別	試験区分	試験項目	改正項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
23 覆 工 コ ン ク リ ー ト N A T M	施工	必須	単位水量測定	試験方法	『レディミクストコンクリートの品質確保について』による。	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」による。	
				規格値	<p>1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2)測定した測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</p> <p>3)配合設計±20kg/m³の指示値を超える場合は、生コンを打ち込ませずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。</p>	<p>1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「配合設計±15kg/m³以内で安定するまで」とは、2回連続して管理値内の値を観測することをいう。</p> <p>3)配合設計±20kg/m³の指示値を超える場合は、生コンを打ち込ませずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。</p>	

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	種別	試験区分	試験項目	改正項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
23 覆工 コンクリート N A T M	施工	必須	単位水量測定	試験基準	<u>1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m³/日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。</u>	<u>水中コンクリート、転圧コンクリートを除き、1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m³/日以上施工するコンクリート工または重要なコンクリート構造物を対象とし、コンクリート種別ごとの打設を午前から午後に行う場合：2回/日（午前1回、午後1回）、午前または午後にのみ行う場合：1回/日、または1日あたりコンクリート種別ごとの使用量が100m³を超える場合100m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。</u> なお、1日あたりコンクリート使用量が100m ³ 未満の場合でも重要なコンクリート構造物に該当する場合は、単位水量測定を実施する。	
			塩化物総量規制	試験方法	<u>『コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領』による。</u>	<u>「コンクリートの耐久性向上」</u>	
24 吹付 コンクリート N A T M	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	試験方法規格値	<u>『コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領』による。</u>	<u>「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」</u>	
		その他	砂の有機不純物試験	摘要	<u>濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」附属書3による。</u>	<u>・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。</u>	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	試験方法	<u>JIS A 5308の附属書3</u>	<u>JIS A 1142</u>	
	製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度	試験基準	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	<u>設計図書による。</u> 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	
			ミキサの練混ぜ性能試験	試験方法	バッチミキサの場合： JIS A 1119 <u>JIS A 8603</u>	バッチミキサの場合： JIS A 1119 <u>JIS A 8603-1</u> <u>JIS A 8603-2</u>	
	施工	必須	塩化物総量規制	試験方法	<u>『コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領』による。</u>	<u>「コンクリートの耐久性向上」</u>	
25 ロックボルト	施工	必須	ロックボルトの引抜き試験	規格値	<u>引抜き耐力の80%程度以上。</u>	<u>設計図書による。</u>	

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	種別	試験区分	試験項目	改正項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
2.6 路上 再生 路盤 工	施工	必須	修正CBR試験	試験方法	舗装試験法便覧 2-3-1	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	
			現場密度の測定	試験方法	舗装試験法便覧 2-5-3	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	
			土の一軸圧縮試験	試験方法	舗装試験法便覧3-8-1	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	
				試験基準		当初及び材料の変化時	
			CAEの一軸圧縮試験	試験方法	舗装試験法便覧3-8-2	舗装調査・試験法便覧 [4]-69	
2.7 路上 表層 再生 工	材料	必須	既設表層混合物の密度試験	試験方法	舗装試験法便覧 3-7-7	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	
			既設表層混合物の最大比重試験	試験方法	舗装試験法便覧 3-9-5	舗装調査・試験法便覧 [4]-229	
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	試験方法	舗装試験法便覧 3-9-6	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	
			既設表層混合物のふるい分け試験	試験方法	舗装試験法便覧 3-4-3	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	
	施工	必須	現場密度の測定	試験方法	舗装試験法便覧 3-7-7	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	
			温度測定	試験方法	JIS Z 8710	温度計による。	
		その他	粒度（2.36mmフルイ）	試験方法	舗装試験法便覧 3-4-3	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	
			粒度（75μmフルイ）	試験方法	舗装試験法便覧 3-4-3	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	試験方法	舗装試験法便覧 3-9-6	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	種別	試験区分	試験項目	改正項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考	
28 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	粗骨材の形状試験	試験方法	舗装試験法便覧 3-4-7	舗装調査・試験法便覧 [2]-45		
		その他	ファイラーのフロー試験	試験方法	舗装試験法便覧 3-4-15	舗装調査・試験法便覧 [2]-65		
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	試験方法	舗装試験法便覧 3-4-17	舗装調査・試験法便覧 [2]-77		
			引火点試験	試験方法	JIS K 2265	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4		
			タフネス・テナシティ試験	試験方法	舗装試験法便覧 3-5-17	舗装調査・試験法便覧 [2]-244		
	プラント	必須		粒度（2.36mmフルイ）	試験方法	舗装試験法便覧 3-4-3 舗装試験法便覧 3-9-6	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	
				粒度（75μmフルイ）	試験方法	舗装試験法便覧 3-4-3	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	
				アスファルト量抽出粒度分析試験	試験方法	舗装試験法便覧 3-9-6	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	
				温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	試験方法	JIS Z 8710	温度計による。	
		その他		ホイールトラッキング試験	試験方法	舗装試験法便覧 3-7-3	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	
				ラベリング試験	試験方法	舗装試験法便覧 3-7-2	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	
				カンタプロ試験	試験方法	舗装試験法便覧別冊 1-1-2T	舗装調査・試験法便覧 [3]-111	
	舗設現場	必須		現場透水試験	試験方法	舗装試験法便覧別冊 1-1-3T 舗装試験法便覧 5-4-1	舗装調査・試験法便覧 [1]-122	
				温度測定（初期締固め前）	試験方法	JIS Z 8710	温度計による。	
				現場密度の測定	試験方法	舗装試験法便覧 5-3-6	舗装調査・試験法便覧 [3]-97	
				現場密度の測定	規格値	基準密度の94%以上。 歩道箇所：設計図書による	基準密度の94%以上。 X₁₀ 96%以上 X₆ 96%以上 X₂ 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	種別	試験区分	試験項目	改正項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
29 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	試験方法	舗装試験法便覧 3-4-3	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	
			再生骨材 旧アスファルト含有量	試験方法	舗装試験法便覧 3-9-6	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	
	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	試験方法	舗装試験法便覧 3-4-3 舗装試験法便覧 3-9-6	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	
			粒度（75μmフルイ）	試験方法	舗装試験法便覧 3-4-3	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	
			再生アスファルト量	試験方法	舗装試験法便覧 3-9-6	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	
			水浸ホイールトラッキング試験				試験項目追加
			ホイールトラッキング試験	試験方法	舗装試験法便覧 3-7-3	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	
			ラベリング試験	試験方法	舗装試験法便覧 3-7-2	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	
	舗設現場	必須	温度測定（初期締固め前）	試験方法	JIS Z 8710	温度計による。	
			現場密度の測定	試験方法	舗装試験法便覧 3-7-7	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	
30 工場製作工	材料	必須	外観・規格 （主部材）				試験項目追加
			機械試験（JISマーク表示品 以外かつミルシート照合不可な 主部材）				
			外観検査 （付属部材）				試験項目追加

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	種別	試験区分	試験項目	改正項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
32 溶 接 工	施工	必須	引張試験：開先溶接	摘要	<p>・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。</p> <p>・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。<u>（過去とは、施工時期より2年以内とする。）</u></p>	<p>・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。</p> <p>・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</p>	
			型曲げ試験（19mm未満裏曲げ） （19mm以上側曲げ）：開先溶接				
			衝撃試験：開先溶接				
			マクロ試験：開先溶接				
			非破壊試験：開先溶接				
			マクロ試験：すみ肉溶接				
		引張試験：スタッド溶接	摘要	<p>なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。<u>（過去とは、施工時期より2年以内とする。）</u></p>	<p>なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。</p>		
		曲げ試験：スタッド溶接					
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査	摘要		<p><u>「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」による継手の設計を行っている場合は、疲労強度等級の条件によること。（等級に応じて、内部キズの規格値は3mm以下あるいは、板厚/6mm以下となる）</u></p>		
		<u>外観検査（割れ）</u>				試験項目追加	
		<u>外観形状検査（ビード表面のピット）</u>				試験項目追加	
		<u>外観形状検査（ビード表面の凹凸）</u>				試験項目追加	
		<u>外観形状検査（アンダーカット）</u>				試験項目追加	
		<u>外観検査（オーバーラップ）</u>				試験項目追加	
<u>外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）</u>				試験項目追加			
<u>外観形状検査（余盛高さ）</u>				試験項目追加			
<u>外観形状検査（アークスタッド）</u>				試験項目追加			

写真管理基準 新旧対照表

項 目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備 考
写真管理基準（案）	1. 総則 <u>（適用範囲）</u> この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真（電子媒体によるものを含む）の撮影に適用する。	1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。	デジタルカメラ使用を主とした基準に見直し。（フィルムカメラは別紙対応）
	2. 撮影 <u>（工事写真の分類）</u> 工事写真は次のように分類する。	1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。	誤植修正
	<u>（工事写真の撮影基準）</u> 3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。 <u>（1）撮影頻度</u> 工事写真の撮影頻度は別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。	2-1 撮影頻度 工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影する。	文言の修正
	<u>（2）撮影方法</u> 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黑板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。 小黑板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。	2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黑板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。 小黑板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。	語句の統一
		2-3 情報化施工 「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。	情報化施工に対応

写真管理基準 新旧対照表

項 目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備 考
		<p>2-4 写真の省略</p> <p><u>工事写真は以下の場合に省略するものとする。</u></p> <p>(1) <u>品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。</u></p> <p>(2) <u>出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。</u></p> <p>(3) <u>監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</u></p>	写真の省略を追記
		<p>2-5 写真の編集等</p> <p><u>写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。</u></p>	写真編集は認めないため追記
	<p>(写真の色彩)</p> <p>4. <u>写真はカラーとする。</u></p> <p>(写真の大きさ)</p> <p>5. <u>写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。</u></p> <p>(1) <u>着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真（つなぎ写真可）とすることができる。</u></p> <p>(2) <u>監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。</u></p>	<p>2-6 写真の仕様</p> <p><u>写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>写真はカラーとする。</u></p> <p>(2) <u>有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3：4程度とする。</u></p> <p>(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)</p>	<p>デジタルカメラ使用に対応</p> <p>電子納品を前提としたため削除</p>
	<p>(工事写真帳の大きさ)</p> <p>6. <u>工事写真帳は、4切版のフリーアルバム又はA4版とする。</u></p> <p>(工事写真の提出部数及び形式)</p> <p>7. <u>工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>工事写真として、工事写真帳と原本を工事完成時に各1部提出する。</u></p> <p>(2) <u>原本としては、ネガ（APSの場合はカートリッジフィルム）または電子媒体とする。</u></p> <p>(3) <u>監督職員の指示があった場合は、その指示による。</u></p> <p>(工事写真の整理方法)</p> <p>8. <u>工事写真の整理方法は次によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>工事写真の原本をネガで提出する場合は密着写真とともにネガアルバムに、撮影内容等がわかるように整理し提出する。APSのカートリッジフィルムで提出する場合はカートリッジフィルム内の撮影内容がわかるように明示し、インデックス・プリントとともに提出する。</u></p> <p>(2) <u>工事写真帳の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表に示すものを標準とする。</u></p> <p>(3) <u>電子媒体での提出で、監督職員の承諾があれば工事写真帳の提出を省略できる。</u></p> <p>(電子媒体に記録する工事写真)</p> <p>9. <u>電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準（案）」によるものとする。</u></p>		電子納品を前提としたため削除

写真管理基準 新旧対照表

項 目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備 考
	<p>(留意事項等)</p> <p>10. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。</p> <p>(1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。</p> <p>(2) 施工状況等の写真については、監督職員との協議の上ビデオ等の活用ができるものとする。</p> <p>(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。</p> <p>(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等をアルバムに添付する。</p> <p>(5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員の承諾を得て取り扱いを定めるものとする。</p>	<p>2-7 撮影の留意事項</p> <p>撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。</p> <p>(1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。</p> <p>(2) 施工状況等の写真については、監督職員との協議の上ビデオ等の活用ができるものとする。</p> <p>(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。</p> <p>(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。</p> <p>(5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員の承諾を得て取り扱いを定めるものとする。</p>	説明の追加
3. 整理提出		<p>3. 整理提出</p> <p>撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。</p> <p>（デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」とは撮影箇所一覧表の「整理条件」に該当する写真をいう）なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。</p>	デジタルカメラ使用に対応
4. その他	<p>(その他)</p> <p>11. 用語の定義</p> <p>(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所を示すもので、監督職員の承諾した箇所をいう。</p> <p>(2) 適宜提出とは、監督職員が指示した箇所を提出することをいう。</p>	<p>4. その他</p> <p>撮影箇所一覧表の用語の定義</p> <p>(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所とその仕様が確認できる箇所をいう。</p> <p>(2) 適宜とは、設計図書の様子が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。</p> <p>(3) 不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。</p>	一部修正

写真管理基準 新旧対照表

項 目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備 考
-----	--------------	-------------	-----

撮影箇所一覧表 新旧対照表

施工状況	工事施工中	施工中の写真 （撮影頻度）工種、種別毎に設計図書に従い施工していることが確認できるように適宜 [施工中] （撮影頻度）高度技術・創意工夫・社会性等 に関する実施状況が確認できるように適宜 [施工中]	施工中の写真 （撮影頻度）工種、種別毎に設計図書、 <u>施工計画書</u> に従い施工していることが確認できるように適宜 [施工中] （撮影頻度）創意工夫・社会性等 に関する実施状況が確認できるように適宜 [施工中]	文言の修正
品質管理			（撮影項目）不可視部分の施工 （撮影頻度）適宜	不可視部分について追記
出来形管理			（撮影項目）不可視部分の施工 （撮影頻度）適宜 （撮影項目）出来形管理基準が定められていない （撮影頻度）監督職員と協議事項	

写真管理基準 撮影箇所一覧表（品質管理） 新旧対照表

番号	工種	撮影項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
1	セメント・コンクリート （転圧コンクリート・コンクリートタム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く） （施工）	塩化物総量規制 スランブ試験 コンクリートの圧縮強度試験	試験（測定）毎に1回 〔試験実施中〕	コンクリートの種類毎に1回 〔試験実施中〕	品質管理基準との整合
		空気量測定		品質に変化が見られた場合 〔試験実施中〕	
		コンクリートの曲げ強度試験		コンクリートの種類毎に3回 〔試験実施中〕	
		コアによる強度試験		品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕	
		コンクリートの洗い分析試験			
	セメント・コンクリート （転圧コンクリート・コンクリートタム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く） （施工後試験）	ひび割れ調査	試験（測定）毎に1回 〔試験実施中〕	対象構造物毎に1回 〔試験実施中〕	
		テストハンマーによる強度推定調査		テストハンマー試験により必要が認められた時 〔試験実施中〕	
		コアによる強度試験			
2	ガス圧接	外観検査	試験（測定）毎に1回 〔試験実施中〕	検査毎に1回 〔検査実施中〕	品質管理基準との整合
		超音波探傷検査			
3	既製杭工	外観検査	試験（測定）毎に1回 〔試験実施中〕	検査毎に1回 〔検査実施中〕	品質管理基準との整合
		浸透探傷試験			
		放射線透過試験			
		超音波探傷試験		試験毎に1回 〔試験実施中〕	
		水セメント比試験			
		セメントミルの圧縮強度試験			
4	下層路盤	現場密度の測定	試験（測定）毎に1回 〔試験実施中〕	各種路盤毎に1回 〔試験実施中〕	品質管理基準との整合
		ブルフローリング		路盤毎に1回 〔試験実施中〕	
		平板載荷試験		各種路盤毎に1回 〔試験実施中〕	
		骨材のふるい分け試験		品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕	
		土の液性限界・塑性限界試験			
		含水比試験			

写真管理基準 撮影箇所一覧表（品質管理） 新旧対照表

番号	工種	撮影項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
5	上層路盤	現場密度の測定	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	品質管理基準との整合
		粒度			
		平板荷重試験		観察により異常が認められた場合 [試験実施中]	
		土の液性限界・塑性限界試験			
含水比試験					
6	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠			品質管理基準との整合
7	セメント安定処理路盤 （施工）	粒度	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	品質管理基準との整合
		現場密度の測定			
		含水比試験		観察により異常が認められた 場合 [試験実施中]	
		セメント量試験			
8	アスファルト舗装 （プラント）	粒度	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	品質管理基準との整合
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
	アスファルト舗装 （舗設現場）	水浸ホイルラッキング試験 ホイルラッキング試験 ラベリング試験		水浸ホイルラッキング試験 ホイルラッキング試験 ラベリング試験	
		現場密度の測定	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		温度測定			
		外観検査			
すべり抵抗試験					

写真管理基準 撮影箇所一覧表（品質管理） 新旧対照表

番号	工種	撮影項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
9	転圧コンクリート （施工）	コンステンションVC試験	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	品質管理基準との整合
		マージナル突き固め試験			
		ランマー突き固め試験			
		コンクリートの曲げ強度試験			
		温度測定（コンクリート）			
		現場密度の測定			
		コアによる密度測定			
10	ゲースアスファルト舗装 （プラント）	貫入試験40℃	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	品質管理基準との整合
		リュエル流動性試験240℃			
		ホイールラッキング試験			
		曲げ試験			
		粒度			
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
	温度測定				
	ゲースアスファルト舗装 （舗設現場）	測定温度		測定温度	品質管理基準との整合
11	路床安定処理工	現場密度の測定	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	路床毎に1回 [試験実施中]	品質管理基準との整合
		ブルーフローリング			
		平板載荷試験			
		現場CBR試験		降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		含水比試験			
		たわみ量			

写真管理基準 撮影箇所一覧表（品質管理） 新旧対照表

番号	工種	撮影項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
12	表層安定処理工 （表層混合処理）	含水比試験	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	品質管理基準との整合
		現場密度の測定		材質毎に1回 [試験実施中]	
		ブルーフローリング		工種毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験		材質毎に1回 [試験実施中]	
		現場C B R 試験			
		たわみ量		ブルーフローリングの不良箇所について実施 [試験実施中]	
13	固結工	固結工	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	材質毎に1回 [試験実施中]	品質管理基準との整合
14	アンカー工	モルタルのフロー値試験	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	適宜 [試験実施中]	品質管理基準との整合
		モルタルの圧縮強度試験			
		多サイクル確認試験			
		1サイクル確認試験			
15	補強土壁工	現場密度の測定	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	土質毎に1回 [試験実施中]	品質管理基準との整合
16	吹付工（施工）	塩化物総量規制	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	配合毎に1回 [試験実施中]	品質管理基準との整合
		コンクリートの圧縮強度試験			
		スランブ試験		品質に変化がみられた場合 [試験実施中]	
		空気量測定			
		コアによる強度試験		品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
17	現場吹付法砕工	コンクリートの圧縮強度試験	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	配合毎に1回 [試験実施中]	品質管理基準との整合
		塩化物総量規制			
		コアによる強度試験		品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		スランブ試験		品質に変化がみられた場合 [試験実施中]	
		空気量測定			
		ロックボルトの引抜き試験		試験毎に1回 [試験実施中]	

写真管理基準 撮影箇所一覧表（品質管理） 新旧対照表

番号	工種	撮影項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考	
18	河川土工（施工）	現場密度の測定	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	土質毎に1回 [試験実施中]	品質管理基準との整合	
		土の含水比試験		含水比に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		コーン指数の測定		トリアクシリティが悪い場合 [試験実施中]		
19	砂防土工	現場密度の測定	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	土質毎に1回 [試験実施中]	品質管理基準との整合	
20	道路土工（施工）	現場密度の測定	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	土質毎に1回 [試験実施中]	品質管理基準との整合	
		ブルーローリング*		工種毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験		土質毎に1回 [試験実施中]		
		現場CBR試験				
		含水比試験				降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]
		コーン指数の測定				トリアクシリティが悪い場合 [試験実施中]
		たわみ量				ブルーローリング*の不良箇所について実施 [試験実施中]
21	捨石工	岩石の見掛比重	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]	品質管理基準との整合	
		岩石の吸水率				
		岩石の圧縮強さ				
		岩石の形状				
22	コンクリートダム（材料）	アルカリ骨材反応対策	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	採取地毎に1回 [試験実施中]	品質管理基準との整合	
		骨材の密度及び吸水率試験				
		骨材のふるい分け試験		砂質毎に1回 [試験実施中]		
		砂の有機不純物試験				
		モルタルの圧縮強度による砂の試験				
		骨材の微粒分量試験		骨材毎に1回 [試験実施中]		
		粗骨材中の軟石量試験				
		骨材中の粘土塊量の試験				
		硫酸トリウムによる骨材の安定性試験				
		粗骨材のすりへり試験				

写真管理基準 撮影箇所一覧表（品質管理） 新旧対照表

番号	工種	撮影項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
22	コンクリートダム (材料)	骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	骨材毎に1回 [試験実施中]	品質管理基準との整合
		練り混ぜ水の水質試験			
	コンクリートダム (施工)	塩化物総量規制	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	配合毎に1回 [試験実施中]	
		スランブ試験		品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		空気量測定		品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの圧縮強度試験			
		温度測定			
		コンクリートの単位容積質量試験			
		コンクリートの洗い分析試験			
		コンクリートのブリージング試験			
コンクリートの引張強度試験					
コンクリートの曲げ強度試験					
23	覆工コンクリート (NATM)	スランブ試験	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	品質管理基準との整合
		コンクリートの圧縮強度試験		配合毎に1回 [試験実施中]	
		塩化物総量規制		品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		空気量測定		品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		コアによる強度試験			
		コンクリートの洗い分析試験			

写真管理基準 撮影箇所一覧表（品質管理） 新旧対照表

番号	工種	撮影項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
24	吹付けコンクリート (NATM)	塩化物総量規制	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	配合毎に1回 [試験実施中]	品質管理基準との整合
		コンクリートの圧縮強度試験		品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		スランプ試験			
		空気量測定			
		コアによる強度試験			
25	ロックボルト (NATM)	モルタルの圧縮強度試験	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	配合毎に1回 [試験実施中]	品質管理基準との整合
		モルタルのフロー値試験			
		ロックボルトの引抜き試験		適宜	
26	路上再生路盤工 (材料)	修正CBR試験	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	材料毎に1回 [試験実施中]	品質管理基準との整合
		土の粒度試験			
		土の含水比試験			
		土の液性限界・塑性限界試験			
	路上再生路盤工 (施工)	現場密度の測定	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	材料毎に1回 [試験実施中]	
		土の一軸圧縮試験			
		CAEの一軸圧縮試験			
		含水比試験			

写真管理基準 撮影箇所一覧表（品質管理） 新旧対照表

番号	工種	撮影項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
27	路上表層再生工 （材料）	旧アスファルト針入度	試験（測定）毎に1回 〔試験実施中〕	材料毎に1回 〔試験実施中〕	品質管理基準との整合
		旧アスファルトの軟化点			
	路上表層再生工 （施工）	現場密度の測定	試験（測定）毎に1回 〔試験実施中〕	材料毎に1回 〔試験実施中〕	
		温度測定			
		かきほぐし深さ			
	粒度				
	アスファルト量抽出粒度分析試験				
28	排水性舗装工・透水性舗装工 （プラント）	粒度	試験（測定）毎に1回 〔試験実施中〕	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	品質管理基準との整合
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
		水浸ホイルラッキング試験			
		ホイルラッキング試験			
		ラッピング試験			
		カタック試験			
	水浸ホイルラッキング試験 ホイルラッキング試験 ラッピング試験 カタック試験	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	品質管理基準との整合		

写真管理基準 撮影箇所一覧表（品質管理） 新旧対照表

番号	工種	撮影項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
28	排水性舗装工・透水性舗装工 （舗設現場）	温度測定	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	品質管理基準との整合
		現場透水試験			
		現場密度の測定			
		外観検査			
29	プラント再生舗装工 （プラント）	粒度	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	品質管理基準との整合
		再生アスファルト量			
		水浸ホイルラッキング試験			
		ホイルラッキング試験			
		ラベリング試験			
	水浸ホイルラッキング試験 ホイルラッキング試験 ラベリング試験	水浸ホイルラッキング試験 ホイルラッキング試験 ラベリング試験 合材の種類毎に2回 [試験実施中]	品質管理基準との整合		
プラント再生舗装工 （舗設現場）	外観検査	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	品質管理基準との整合	
	温度測定				
	現場密度の測定				
30	工場製作工	外観検査	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	1橋に1回又は1工事に1回 [現物照合時]	品質管理基準との整合
		在庫品切出		当初の物件で1枚 [切出時] ※他は焼き増し	
		機械試験		1橋に1回又は1工事に1回 [試験実施中]	

写真管理基準 撮影箇所一覧表（品質管理） 新旧対照表

番号	工種	撮影項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
31	ガス切断工	表面粗さ	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	試験毎に1回 [試験実施中]	品質管理基準との整合
		ノッチ深さ			
		スラグ			
		上縁の溶け			
		平面度			
		ベベル精度			
		真直度			
32	溶接工	引張試験	試験（測定）毎に1回 [試験実施中]	試験毎に1回 [試験実施中]	品質管理基準との整合
		型曲げ試験			
		衝撃試験			
		マクロ試験			
		非破壊試験			
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査			
		外観検査			
		曲げ試験			
		ハンマー打撃試験			

写真管理基準 撮影箇所一覧表（出来形管理） 新旧対照表

編	章	節	条	工種	撮影項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
1 共通編	2 土工	3 河川・砂防土工	2	掘削工	法長	法長	法長 ※右のいずれかで撮影する。 （撮影頻度） 「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」による 1工事1回 [施工後] （摘要） 出来映えの撮影 TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの 設置状況がわかるように撮影	情報化施工に対応
1 共通編	2 土工	3 河川・砂防土工	3	盛土	法長 幅	法長 幅	法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。 （撮影頻度） 「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」による 1工事2回 [施工後] （摘要） 出来映えの撮影 TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの 設置状況がわかるように撮影	情報化施工に対応
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	掘削工	法長	法長	法長 ※右のいずれかで撮影する。 （撮影頻度） 「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」による 1工事1回 [施工後] （摘要） 出来映えの撮影 TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの 設置状況がわかるように撮影	情報化施工に対応
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	盛土	法長 幅	法長 幅	法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。 （撮影頻度） 「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」による 1工事2回 [施工後] （摘要） 出来映えの撮影 TSの設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの 設置状況がわかるように撮影	情報化施工に対応

写真管理基準 撮影箇所一覧表（出来形管理） 新旧対照表

編	章	節	条	工種	撮影項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
3	2	1	3	盛土補強工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	高さ 鉛直度		高さ 鉛直度 （撮影頻度） 20m又は1施工箇所 に 1回 [施工後]	出来形管理基準との整合
3	2	1	1	浚渫船運転工 （ポンプ浚渫船） （クラブ船） （バックホウ浚渫船）		浚渫船運転工 （ポンプ浚渫船） （クラブ船）	浚渫船運転工 （ポンプ浚渫船） （クラブ船） <u>（バックホウ浚渫船）</u>	出来形管理基準との整合
3	2	3	5	縁石工 （縁石・アスカーブ）	出来ばえ	（撮影項目） 施工状況 （撮影頻度） 種別毎に1回 [施工中]	（撮影項目） 出来ばえ （撮影頻度） 種別毎に1回 [施工後]	出来形管理基準との整合
3	2	3	9	区画線工	出来ばえ	（撮影項目） 施工状況	（撮影項目） 出来ばえ	出来形管理基準との整合
3	2	3	2	多自然型護岸工 （巨石張り、巨石積み）		（工種） <u>巨石張り、巨石積み</u>	（工種） <u>多自然型護岸工</u> <u>（巨石張り、巨石積み）</u>	出来形管理基準との整合

写真管理基準 撮影箇所一覧表（出来形管理） 新旧対照表

編	章	節	条	工種	撮影項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
3	2	3	2	多自然型護岸工 (かごマット)		(工種) かごマット	(工種) 多自然型護岸工 (かごマット)	出来形管理基準との整合
3	2	3	2	羽口工 (じゃかご)		(工種) じゃかご	(工種) 羽口工 (じゃかご)	出来形管理基準との整合
3	2	3	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)		(工種) ふとんかご、かご枠	(工種) 羽口工 (ふとんかご、かご枠)	出来形管理基準との整合
3	2	4	4	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量 根入長 数量 杭頭処理状況	(撮影頻度) 全数量[打込後] 全数量[打込後] 全数量[打込後] 全数量[処理前、中、後]	(撮影頻度) 1施工箇所1回[打込後] 1施工箇所1回[打込前] 全数量[打込後] 1施工箇所1回[処理前、中、後]	出来形管理基準との整合
3	2	4	5	場所打杭工	偏心量 根入長 数量、杭径 杭頭処理状況 鉄筋組立状況	(撮影頻度) 全数量[打込後] 全数量[打込後] 全数量[杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後] 全数量[処理前、中、後] 全数量[組立後]	(撮影頻度) 1施工箇所1回[打込中] 1施工箇所1回[打込前] 全数量[杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後] 1施工箇所1回[処理前、中、後] 1施工箇所1回[組立後]	出来形管理基準との整合

写真管理基準 撮影箇所一覧表（出来形管理） 新旧対照表

編	章	節	条	工種	撮影項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
3	2	4	6	深礎工	根入長 偏心量 数量 ライナープレート設置状況 土質 杭頭処理状況	(撮影頻度) 全数量[掘削後] 全数量[施工後] 全数量[掘削後] 土質の変わる毎に1回[掘削中] 全数量[組立後]	(撮影頻度) 全数量[掘削後] 全数量[施工後] 1施工箇所 ¹ に1回 土質の変わる毎に1回[掘削中] 全数量[組立後]	出来形管理基準との整合
3	2	5	5	石積（張）工	法長 厚さ（石積・張）	(撮影項目) 20m又は1施工箇所 ¹ に1回[施工後]	(撮影項目) 20m又は1施工箇所 ¹ に1回[施工後] ただし、根入れ部は40mに1回	根入れ部について追記
3	2	7	7 8	パーチカルドレーン工 （サンドドレーン工） （ペーパードレーン工） （袋詰式サンドドレーン工） 締固め改良工 （サンドコンパクションパイル工）	打込長さ 出来ばえ	(撮影項目) 打込み長さ 施工状況 (撮影頻度) 100㎡又は1施工箇所 ¹ に1回 [打込み前後、施工中]	(撮影項目) 打込み長さ 出来ばえ (撮影頻度) 100㎡又は1施工箇所 ¹ に1回 [打込み前後]	出来形管理基準との整合
3	2	1	5	土留・仮締切工 （アンカー工）	掘削深さ 配置誤差	(撮影頻度) 全数量 [掘削後] 全数量 [施工後]	(撮影頻度) 1施工箇所 ¹ に1回 [掘削後] 1施工箇所 ¹ に1回 [施工後]	出来形管理基準との整合
3	2	1	5	土留・仮締切工 （連結ブロック張り工）	法長	(撮影頻度) 20m又は1施工箇所 ¹ に1回 [施工後]	(撮影頻度) 20m又は1施工箇所 ¹ に1回 [施工後] ただし、根入れ部は40mに1回	根入れ部について追記

写真管理基準 撮影箇所一覧表（出来形管理） 新旧対照表

編	章	節	条	工種	撮影項目	現行（平成19年11月）	改正（平成26年4月）	備考
3	2	10	5	土留・仮締切工 (中詰盛土工)	出来ばえ	(撮影項目) 施工状況	(撮影項目) 出来ばえ	出来形管理基準との整合
3	2	10	10	法面吹付工		(撮影頻度) 第3編2-3-6吹付工に準ずる	(撮影頻度) 第3編2-14-3吹付工に準ずる	出来形管理基準との整合
3	2	14	6	アンカー工	掘削深さ 配置誤差	(撮影頻度) 全数量[削孔後] 全数量[施工後]	(撮影頻度) 1施工箇所 ¹ 回[削孔後] 1施工箇所 ¹ 回[施工後]	出来形管理基準との整合
10	14	4	7	グルーピング工	出来ばえ	(撮影項目) 施工状況	(撮影項目) 出来ばえ	出来形管理基準との整合
その他				道路除草 路肩整正 新設、更新、修理防護柵 新設、更新、修理標識類 新設、更新、修理照明灯 視線誘導標 清掃 区画線路面表示 街路樹植樹 街路樹補強舗植 街路樹剪定 街路樹消毒、施肥 街路樹雪囲 凍結防止剤散布 河川除草	出来ばえ	(撮影項目) 施工状況	(撮影項目) 出来ばえ	出来形管理基準との整合